

報告 2

三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領の一部を改正する告示について

三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領の一部を改正する告示について、別紙のとおり報告します。

令和 2 年 9 月 2 9 日 提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市教育委員会告示第30号

三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年9月8日

三次市教育委員会

教育長 松村 智由

三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領の一部を改正する告示

三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領（平成16年三次市教育委員会告示第42号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中

「

現住所

」を

「

〒

現住所

」に、

「

児童生徒氏名

」を

「

フリガナ

児童生徒氏名 _____ 男・女

」に改める。

附 則

この告示は、令和2年9月8日から施行する。